

(議長)

次に、「小野寺議員」の発言を許可いたします。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

9月11日、新聞・テレビでも言っておりますが、昨年の大震災のちょうど1年半であります。私も昨年の3月、ちょうど3月議会が終わった日が3月11日。また、機会ある毎にこういう論議の中でちょうど節目の時もありました。また、大変恐縮ですが私事も含めて、娘が東北にもいるという事。親戚もかなり岩手にもいるという事も含めて、昨年来この大震災以降、岩手・宮城・福島も含めて色んな形で直接見聞きし、また色んな問題点も私なりに深めてきたつもりです。

そういう意味で今日、1年半という事もありますが、改めて昨年の大震災以降、我々一町民としてさらにはこの議会として町政としてどのように考えたらいいのかという部分を大きく1、2、3がその部分になると思います。4つ目は江差町の問題であります。

まず最初、「泊原発と大間原発に関して」であります。9月の1日、2日、3日、原発問題も含めまして、私福島県の各地を回ってきました。福島市だけではなく、飯舘村・南相馬・二本松などもちょっと個人的に時間をとって色々見ながら、またギリギリ関係者ともお話も聞いてきました。改めて言葉では言い尽くせない本当にある意味ではゴーストタウンの所も行ってきました。あんな事をもう繰り返してはならない、そういう意味では我々は単に東北の問題ではなく、福島の問題ではなく、我が江差町でも北の方に泊があり、南の方に大間があり、この問題をしっかりと見つめていかなければならないと思います。

特に東北の方では放射線量下がらなくて、多くの住民が被曝を余儀なくされている、そういう実態見て参りました。さらにこの間当町でも岩手等の瓦礫の問題もありましたが、これは福島も含めた東北の広い地域で瓦礫の処理、家屋、道路、農地、森林が除染が進まない。こういう部分が結果的には100km200km、そういう地域で起きているという現実。先程言いました泊・大間、これは本当に100km150kmの範囲内です。一度原発事故が起これば、人類は取り返す事が出来ない甚大な過酷な災害を起こす、これが原発だという事を改めて私は認知する必要がありますし、改めて「原発を無くす」、こういう事を実現に向かってやる事が私は今一番の課題だと思っております。

先程言いましたが、この江差町として泊・大間に近い。風向きによっては直接的な被害があります。私は泊原発の再稼働、今冬に向かって色々出されておりますが、再稼働反対・大間の原発、これは今建設中止を再開しようという事

も出されておりますが、勿論これにも反対。こういう事を町長も色々な機会での関係、東北の関係、国の関係、会う事もあると思います。色々な機会では泊原発、大間原発についての反対の意思表示を、そして日本で原発をゼロにするという事も含めて求めていくという事が必要だと思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

「泊原発・大間原発について」の質問であります。特に「泊原発再稼働反対」、「大間原発建設反対」、「原発ゼロを江差町長として明言せよ」こういう事の内容かと思えます。

福島原発事故は恐怖と悲惨な状況を生み、将来に渡り計り知れないリスクを背負う結果を招いた事は、私から言うまでもない事実であります。

また、限りなく原発をゼロに近づけていく事、これは望ましいと考えるのは誰しもが願う事であります。原発に依存しないエネルギー対策の構築は必要不可欠な事ではありますが、原発に代わるエネルギーの一定程度の確保までには、年数を要する事は私から申すまでもないと思えます。しかし、現実問題として既存の原発施設の安全性を国がしっかりと判断し、国民に示す事がまず第一の最優先課題ではないかと考えているところであります。

私の思いとして次に申しますが、原子力発電に伴う悲惨さは、私がこの場で改めて明言しなくても国民の思いは知っていただけるものと思えます。「人間が発明し、人間の手に負えないもの」これが原子力だそうでありますから、ぜひ私の思いも酌んでいただければという風に思っております。以上です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

再質問させていただきます。町長の答弁の全体的な表現については評価したいと思えます。そういう立場で色々な機会では表明していただきたいと思えますが、ただし前段の部分でちょっとありました今の電力事情。この事についてはやはり、最後に「原発に対してはちょっと心配だ」「おっかない」とは言いながらも「電力が心配だ」、これがおおかたの論議の中心だと思います。

その点で夏の部分がある程度、一定程度報道等出されて、冬の部分が出てき

ておりますが、結論から言うと全国でも、もう少し細かく言うと関電管内でも、関西管内でも、それから東京電力管内でも、ましてや北電管内でも。電力は原子力発電所、大飯原発が再稼働しなくたって足りていたんです。これは国の資料でも明確になっていますね。北電の資料も、直近で言うと9月9日に北電で今年の夏の電力需給状況及び、今年の冬の電力需給対策の進捗状況についてという事で詳しく出ておりますがこれ見ても足りるんですよ。

何が言っているか。何かあった場合に、例えば今どうやって電力需給しているかって言いますと、例えば冬場ですと東北から少し電力回してもらったり。夏場は東北・本州の方はピークですけども、冬場は逆に本州の方は余ると。それで持ってきているんですね。それから、道内で色んな会社関係で自家発電など、それも多少使っているんです。それを入れれば実は間に合うんです。たまたま余力と言いますか、大体3%は保持したいと。その3%にちょっと届かないので、1.何%、たった1.何%なんですよ。そのがために泊原発が必要だという言い方していますが、泊原発はもう量的には全然必要ない。

先程言った例えば本州からの電力を少し回してもらおう。自家発電を今まで以上に回してもらおう。もっと言いますと今年の夏から全国でその自家発電を、余力の部分を集めて、それを商売として売るという事も国の方で認められまして、それで全国では足りない時にそこから買うという事を電力会社はやっているんですが、そういう事をきちっとやっていけば、まずまず心配ないと資料から見てもわかるんです。

ですから原発問題で電力が心配だからという論議というのは、私は改めてこれ町長さん方含めて、色んな場でそういう論議になる時にしっかりとした資料を見た中で「本当に電力が足りないのか」、「原発が無くたって大丈夫でないか」という事をもう少し吟味する必要があると思うのですが、改めてちょっとその電力の考え方、江差町でどういう風におさえていらっしゃるのか。これ地元の問題でもありますのでね。ちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

議員あの、町長が答弁した内容は節電はもちろんの事でございますけれども、電力が足りているんで原発が止まっている状態でも、電力が足りているんで云々という話、それだけではなくて、思いとすれば言わばこの原発をゼロにするという主張をですね、江差町長が発するとすればですね、私としても感じるのはやっぱり原発の言わば燃料棒の処理どうするのかとか、そういう行程がど

う示されてくるのか。言わばあの9月7日付けの新聞報道でございますけども、政府も「革新的エネルギーの環境戦略」というのを出した訳でございますけども、さらにゼロを目指すという努力目標の様な表現でございます。私も見ました。

ですから電力が足りる足りないという事よりも、この原発の問題というのは大変なリスクを背負う訳でございますから、そういった形でどの様にこのゼロという言葉がですね、いくのか。ただ廃炉にすればいいという事ではもちろんありませんので。そういう思いで町長の方の答弁だったと。こういう意味でございますのでご理解下さい。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

私言ったのはその再稼働をしないという意味でのゼロであって、仮に再稼働しなくたって今のおっしゃった原発そのものの廃炉に向けて、あと30年、40年、100年、数万年かかるというのはそれ当たり前の話であって、それはそれできちっと対応していかなければならないです。再稼働しなくても、つまり大飯原発を含めて、1つも再稼働しなくても全国の電力は政府の発表、電力会社の発表見ても足りているんです、という事をしっかりとおさえて、そういう立場で頑張ってもらいたい。これ以上言ったら北電のどうのこうのとなると思いますので、一応そういう事がしっかりとデータに出ているという事を改めてちょっと言いまして、2問目に移ります。

実は1問目と2問目関連します。というのは確かに原発ゼロにして全国的には資料的には足りませんが、ただ時期的なもの、地域的なもの、それから突発的なものあって、0.何%、1%電力足りなくなったらどうするんだというのは、それはあります。それで今年の夏結果的に関西電力も含めて、大飯原発が再稼働しなくても足りるというのはもちろん節電、節電の効果が非常に大きかった。北海道も節電、夏出ていますね。その節電も含めてやはり、安定的にという意味ではしっかりとした新しい電気という部分については必要だと思えます。

それで2問目で私、バイオマスの事について取り上げました。

この北海道を自然エネルギーという事を考えた場合に、色々あります。色々ありますが、先程風車の問題もありました。色々ありますが、特に私檜山の地

域性からいくとやはり、森林という事もしっかりおさえた中での自然エネルギーという事を私は考える必要があると思うんです。この間、間伐材がなかなか利用されない、結果的に山が荒れるという事も含めると、間伐材を燃料に使ったバイオマス発電、これを私檜山の森林復興という観点も含めて進めていく必要があるのではないかと思うんです。先程大門さんも言うておりましたが、町長も言うておりますが昨年の大震災も含めて、固定価格買取制度、これはこれで大変な制度です。バイオマスも該当になります。

それで国は特にバイオマスについては相当お金を入れるという事が今出てまして、名前と言うと「バイオマス事業化戦略」。私もちょっと調べましたが相当の力の入れようで、来年度も含めましてもう数千億単位の今でも予算要求という事が出ております。

さらには北海道はこの関連で、「省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」というものがありまして、この中にもバイオマスの部分があります。そういう意味では私、この檜山の山を守る、森林を復興するというその考え方と併せてバイオマスエネルギー、木質バイオマスで発電に寄与するという取り組みを是非やっていく必要があると思うんです。その点全国的には企業だけじゃなくて森林組合とか行政も含めて一緒にやっている部分があります。檜山でどういう動きあるかわかりませんが、自然エネルギーで一生懸命頑張っている企業も1、2聞きました。檜山でこういう部分取り上げるという事についても町長にお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

「町 長」

「町 長」

小野寺議員からいわゆるこの原子力の話とバイオマスの話。原子力の話についてはちょっとあの尻切れトンボになりましたので私から何回も申し上げますが、原子力に対する思いというのは私ばかりでなく国民が判断しきれだけの恐ろしい実態があったという事についてはですね、私の言葉よりも重いものがあると思っています。しかし国や地方としてこの日本の国をどうするかという事はですね、産業も支えていかなければならない。そういう使命もありつつ国の方としてもですね、試行錯誤しているんだろうという風に思っているところです。

バイオマスの発電に関するご質問でありますけども、檜山地域の森林復興、再生は重要な課題である事は私も同様と考えております。議員ご提案の間伐材等を使ったバイオマス発電については、燃料となる木材供給量、事業採算性の

問題等、事業化の可能性については検討しなければならない課題が多く、今すぐに取り組めるような状況になっていないと認識しております。

また間伐材等の供給体制についても、たやすく出来る状況になっていないのではと考えているところであります。しかしながら自然エネルギーや環境対策についての国や道の制度による補助事業等については、重点施策となっており、情報収集に努めさせていただきたいという風に思っているところであります。ここまで答弁書の内容です。これから私が個々に喋ります。

先日ユーラスエナジーの常務理事が来られまして、さっき行政報告をさせてもらったその折にですね、ユーラスエナジーの常務理事からもこのバイオマスのお話が出ておりました。しかし、このエリアは企業としてはもっていけないという事について話しておりました。量的な問題、事業採算性の問題、これらの事を勘案し、そういう方向性にはなかなかいけないという事については、こういって言及させていただきました。

私は行政がどうこうと考えるよりもですね、風力発電と同じ様にこれはこういう課題というのはですね、企業の方がよっぽど私達よりもですね、3歩も5歩も10歩も先行っていますから。それらの事を状況を踏まえつつ対応していきたいという風に考えているところでございます。以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

多分町長そういう答弁もされるなあと思ひまして、ちょっと私も再質問色々考えていましたが、企業でやろうと思ったら確かにそうなんです。規模的なものもありますし、販路等もあるでしょうし、そもそも地元でそういう企業が無ければなかなかその地理的なものも含めてゆるくないというのは、これは今の買取制度出来る以前からこのバイオマスについてはこの4～5年ですか、出てきましたが、全国的にも実際にバイオマスで稼働していると言ったら数少ないんです。

ただし、ただしですよ、もう少しもし町長から今の会社の方のその根っこの部分があれば教えてもらいたいのは、この買取価格制度を使いつつ、使いつつさらにはやはり規模で言いますと多分もう少し私調べなきゃならないなあと思っているんですが、江差だけで間伐材などももちろん家屋を解体した場合に出る

木質系も含めて、色々全国的にやっていますね。単に間伐材だけじゃなくて。それも含めて量的には足りない。一時的には足りるかもしれませんが、継続でやるとすると到底足りない。

ただし例えば北海道で言うと下川町、最近本州でテレビでも出ますが真庭の部分でもですね、真庭市、真の真を書いて庭と書くのですが、あそこで今本格的な操業入るんですが。一定の地域、私は例えば檜山なら檜山のエリア、そしてこの買取価格制度を使うという事と、やはり下川町などを見た場合には多分一定の行政の働きかけというより森林組合でしょうか、が無いとちょっと難しい。企業が単独でやり、なおかつ企業が単独でこの買取価格制度やるとしたらやっぱりもっと相当大きな部分が無いと出来ないのかもしれない。私はこういう小さい所でそんな大企業なんて無理だろうし、長続きしないと思っているんです。全国のバイオマスを見ましたら。やはりある程度小回りのきく下川町はすごく良い事例だなあと思っているんですが。

そういう点で会社の方がどう言ったかはわかりませんが、そういう事例も調べるとちょっとありましたが、私大いに担当課の方でもですね、これは農林関係もあるでしょうし、他の課もあるんでしょうか。もっと他の行政も含めた森林組合も含めて、このバイオマス発電もやっている事例ももっと真剣に調べて、そして買取価格制度乗せれば、こういう地域でも出来るのかどうかという事をしっかり調べる必要があると思うんですが、その点について改めてもしあれば教えて下さい。

(議長)

「町 長」

「町 長」

自然エネルギーについて否定するつもりはないんです。ただ行政がですね、率先してやるという事については、企業を優先的に考えた方が私はリスクが少なくて済むかなあという風に思っております。

下川町の例を小野寺議員、指摘しておりましたが、下川町の安齋町長、私仲良しですから、後で見たら言うておこうと思っております。しかし、置かれている環境が違うという事ですね。下川町というのは森林で売っている町ですよ。そういう立場からすれば、江差やあと若干この自然エネルギーに対する温度差がちょっとあるものですから。それは安齋町長とそれらの事については情報交換をしながら、資料も頂けるものであれば頂きたいと思っております。頂けたら皆さんにまたそれは差し上げたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。わかりました。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

3問目行きます。3問目は先程1～3、震災と言いましたが若干併せて処分、瓦礫等の処分という事もありますので、併せて②で今問題になっている産廃の部分も併せて聞きたいと思います。

ここは端的にお聞きします。これはその経過も含めてしっかりと議会で教えていただきたいというそういう意味であえて出しました。この間瓦礫の問題もそれから産業廃棄物の管理型処分場もですね、町民の中では新聞、もちろん議会で一定程度なっていますが、動いている部分もあるのは我々も承知しております。組合でも動いている、それから振興局で動いているというのはわかりますが、ただし、議会に対してやっぱり必要な部分は報告すべきだと思うんです。

そういう観点でお聞きしますが瓦礫の問題、結局あその後大きな動きがありましたね。北海道は可燃物については道内には搬入しないと。ただし、南檜山と言いますか、こっちは不燃物なんだと。その不燃物について言うと、国から北海道には漁具・漁網という事で後はわかりませんのでお聞きしたいのですが、道の方から色んな要請があったのかどうなのか。あったんでしょう。それはさらには調査もしていますよね。いずれにしても中間報告的な部分も含めてきちんと教えて貰いたい。

それからその民間の管理型についても、これは前回スケジュール表が出ておりますから、そのスケジュール表通りに進んでいると思うのですが。ただし江差町として独自に環境保護の観点で取り決めに結ぶとすれば、その点について色々試験と言いますか、今どうなっているのか、どういうものなのかある程度振興局等の手続きが全部収まってから、さあ江差で何を物申すという事には私ならないと思うのですが、その点についてもいずれにしても到達点教えていただきたいと。以上です。

(議長)

小野寺議員の答弁は、午後1時から。1時まで休憩いたします。

(休 憩)



(議長)

休憩を閉じます。「小野寺議員」の答弁から入ります。

「町 長」

「町 長」

「小野寺議員」答弁漏れあったら申し訳ありません。改めてまたお伺いしたいと思います。

1つ目は震災瓦礫の受入問題はどうかという事の質問だと記憶しておりますが、震災瓦礫の受入についてでありますけども、現地の状況は、現地、あちらの方の状況は被災現場から瓦礫の撤去はほぼ完了し、可燃物については処理の目途が立ちつつあり、津波堆積物を含めた不燃物については復興資材の活用や、県内処理の促進により広域処理量を可能な限り減らすことで進められていると伺っております。8月9日付で北海道知事より、道内市町村等に通知があり、岩手県における災害廃棄物のうち、漁具・漁網以外については目標期限までに概ね処理可能の状況となりましたが、新たに漁具・漁網の約8万tについて全国の自治体に対しまして、広域処理の依頼がありました。北海道の方針としてはこれまでに受入れを表明している市町村等に適宜情報提供しながら、共同で検討を進めていく事と伺っております。今後におきましては、北海道の考え方や、漁具・漁網の詳細な情報提供等を見極めながら、地域として慎重に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

また、最終処分場の建設についてのご質問でありましたが、事業者より檜山振興局へ5月30日に提出されて、その後6月15日付で北海道へ進達。現在北海道において、事前審査が行われていると伺っております。北海道の事前審査中は厳格な審査に基づいた指摘事項や、修正事項等について都度、事業者へ紹介等行いながら本建設計画書が修正・整備される事となっている訳であります。今後、北海道の本建設計画書の事前審査状況や本申請に係る諸手続き時期等の推移を見極めながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

まず瓦礫問題。申し訳なかったんですが、正式に道からの通知等を見てる訳ではありませんので、もしかしたら不正確な質問かもしれませんが、新聞報道

では今の町長の答弁と併せて受入れの検討を要請すると。質問の時にも言いました、稚内とかそれぞれ不燃物という事で当初から言ってきている南部檜山衛生処理組合も含めて、渡島西部とか白老とか浦河とかなどに検討要請するという事が新聞報道でありましたのでまずその事実関係について改めてもしわかれれば。先程の答弁ではちょっとわからんなど思ったのでまずそれが1点。

それから産業廃棄物。管理型の産業廃棄物の件ですが、これはどっちを見て言ったら良いのか。スケジュールはわかっています。前いただきましたので。問題は町として独自で公害防止協定を結ぶとすれば、結ぶという方針だろうし、道の条例でもそうなっていますから、当然そうだろうと思いますが。だとすると中身のある公害防止協定を作るとすれば、必要な期間、必要な調査、必要な我々との一定の中での協議も当然必要だと思うんです。それはどういう風になっているのか。ある程度道の方でコンクリートになってきてから、あと短い期間で公害防止協定、前も言いましたけれども、一応道の方でマニュアルがあるんですね。公害防止協定の。よその町の公害防止協定見ましたらほとんど道が言っているマニュアルと同じ。あれ何なんだと言いたくなるんですけれども。その点について改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

1点目の瓦礫の関係でございますけれども、我々伺っているのはですね、8月7日付けで環境大臣の方から各知事あてに、先程町長が答弁した通りですね、通知がございまして、いわゆるその災害廃棄物の処理行程表が示されたという事で、新たな漁網の広域処理の依頼があったという事で伺ってございます。それを受けて8月9日付けで道内の知事の方から道内の市町村の方に通知があったという事を受けてですね、道の方では先程町長も答弁してございますけれども、いわゆる現段階においてはですね、情報収集と色んな、当初は漁網については可燃物とされたそうで、この後不燃物という事ですね、それを受けてですね、いわゆる現段階でそういう状況を調査・検討しているという事が北海道から伺ってございます。

したがって江差町として、構成4町として道の方のいわゆる状況を見定めながらですね、今後その検討していかなければならないという事項におさえてございますので、ご理解いただければという風に思っております。

それと最終処分場の関係でございまして、7月10日にいわゆる管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する特別委員会でもお話ししたけれども、

スケジュール的なもの、現在先程町長も答弁申し上げました通りですね、北海道の方で事前審査が行われますよという事で審査中でございます。9月か10月かわかりませんが、6月にですね、5月の末に進達しまして3カ月位かかるという事で伺っております。その中でいわゆる道と契約書に基づいて事前審査やっておりますけども、その内容によっていわゆる業者の方に修正だとかですね、いわゆる文字の修正だとか、色々な指摘事項だとかですね、そういうものがフィードバックされながら動いている段階でございます、それを受けながらいわゆる9月か10月かわかりませんが、事前審査が終わるだろうという事で伺っております。

その内に本申請に移ります。その段階でいわゆるそのなるとすれば事業者の方に本申請出してもいいですよという事で通知がございます。その中で地元の方ですね、春には利害関係者、地元、それからその漁協との説明の場を設けましたけども、事前審査を経ながらですね、経た中でのその内容をいわゆるもう一回その利害関係者の方に説明を事業者側として、町としてしなきゃないという段取りでございます。その中でその受けてですね、ご意見頂いた中でいわゆる公害防止協定がですね、作成されまして本申請同時にですね、道の方に申請されるという事でのスケジュールになっておりますので、今の現段階とすればその事前審査の状況を見極めながら対応をして参りたいという風に考えてございますのでご理解をお願いしたいと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

最初に今の課長の方からですが、結果的に何の事はない、この間出されたスケジュールも含めて説明したに過ぎないと言いたくなっちゃうんですね。それもやむを得ない部分もあるかもしれません。担当段階では。

それで改めて確認の意味もそうなんです、しっかりとその利害関係者、漁協、海の関係も含めて、それから町としてもきちっとした公害防止協定作るとすれば、やはりその決められたある町はですね、本当に短い期間の中でね、本当にどれだけの時間でやったのかなと思うぐらいのスケジュール見たら、短い期間で公害防止協定結んでいるんですよ。そこしっかりと担当段階町長も含めて、その公害防止協定やるにしても中身だとか問題点だとか、利害関係者の一

定の理解も含めてしっかりとした時間を取って、その公害防止協定を結ぶんだと。そういう部分について確認したい。

それからもう1つ、町長。瓦礫の問題で結果的にはですね、結果的には今の様な話で多分、漁具・漁網についても今この間岩手・宮城も含めて言われているのは、漁具・漁網も含めて何とか可能な部分は地元でやっていきたいというのが、県議会などのやり取りも含めてそれは色々あります。放射能の問題だけではなくて、やっぱり結果的にはそのよその県と色んな行き違いも含めて、放射能の考え方も含めて、結構ギスギスしてしまったという事が非常に大きな反省点として、宮城も岩手もあるんですね。我々行ってもそうでした。

そういう意味では改めて町長がおっしゃっていたこの震災でどういう事で支援が出来るのか。たまたまこの瓦礫の問題は向こうから瓦礫という事が出てきましたけれども、改めて私消防も含めて昨年、山田など役場の職員も山田町でしたっけ。行きましたけれども、本当にこの間報道されているのはまだ明確な移転先も決まっていないという事も含めて、じゃあ我々町が、住民が何が出来るかというのは、色々改めて地域の実態を岩手・宮城・福島も含めて、地域の実態つかまなきやならないと思いますが、やはり我々でも出来る様な支援策、瓦礫ではない別な支援策という事も含めて、改めて私町としてもね、もしくは町村会でも良いと思うんです。私はやるべきだと思うんです。いつまた日本海で同じ様なものが起きるかわからない。その為にも継続的に支援をしながら復興状況もしっかりと勉強していくという意味では町職員の継続的な派遣なり、地域の実態をおさえるなり、また違った支援なり、そういう事を私やってく必要があると思うんです。その点で1年半という事もありますけども、町長の前段にもちょっとありましたが、岩手・宮城・福島等も含めた今後どういう風に支援が出来るかと少し町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**(議長)**

「環境住宅課長」

**「環境住宅課長」**

処分場の関係でございますけれども、公害防止関係。それはいわゆる雛型をですね、当然、出来ています。それで今先程言ったのは、地元利害関係者に対するその説明も含めてですね、また意見等頂きながら付加していくという事を前にも言った事あると思うんですけども、それも当然考えていますし、いわゆるまだある案をですね、調査委員会の方にもですね、お示しながらこれでその進めて参りたいなど。時期開催する時点でですね。同時にこれから事前審査が終わりましたよと。その段階で地元の方に説明会等ありまして、色んな意見出

ますよね。出来る範囲で付加するとかどうかもありますけども、入れながらです、防止協定を作っていきたいなという風に考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

「小野寺議員」から2問目の質問でありますけども、いわゆるこの先程担当課長から話したように、不燃物・可燃物の話についてはですね、国の方の立場からすると不燃物を可燃物に法整備をして、それをいかに早く体制を整えるかという事で、そういう形を整えたつもりでありましようけども。地域とすればですね、この南部5町。基本的には従前の確認の通りでございます。私どもの方とすれば従前の受入れ体制の部分については、明言はさせてもらっておりますけれども、震災地がどう考えるかという事に尽きるかと思えます。

基本的に私達は不燃物という事を基本にした考え方にたった受入れ体制と、こういう事になっておりますのでその後の進展については、1歩も半歩も動いておりません。そういう事でご理解いただければと思います。

ただ、その後の震災地、あるいは震災された地域への支援策というものをですね、どういう形にしようかという事については、これはまあ基本的に職員体制の云々かんぬんという話がそれとなくある訳でありますけども、道の町村会を含めた形の中でのですね、体制的な書類が流れてくるだけでありまして、それに伴ってうちの方とすれば具体的に職員体制をどうしなきゃなんないという背景はですね、今まだ検討はさせてもらってない状況でございます。

「小野寺議員」

議長。町長、今の点ですがそれは確かに何か具体的な支援となると、なかなか単独では進められないというのは私もわかります。ちょっと半歩、半歩というか、ちょっと言いましたが、やはり「百聞は一見にしかず」ですよ。私は職員の皆さんのちょっと定期的にですね、それが1年に1回かちょっとわかりません。1人か2名かわかりません。まずはその復興状況なり、そもそも何がネックになって、何が新しい視点で国から示され、しかし何が進まないかも含めて、今後起こりうるかもしれない震災対策については十分に江差町としてもそれは必要な事だろうと思うんです。これから地域防災計画、また最大規模の津波という事で、北海道からも示されるでしょう。その上で見直ししなきゃならないでしょうけど。ペーパーだけでは駄目だなと思いたしたね。やっぱり具体

的なものもしっかりと職員の皆さんも同じ様な観点で問題意識を持つと。そういう点で私まあ今すぐという事になるか、2年目でも良いでしょうし、そういう点で例えば職員の皆さんもきちっと定期的に派遣するとか。そういう事もぜひ取り組んだら良いと思うんですが、ちょっと町長のお考え。

(議長)

「町長」

「町長」

体制的な形の中で、職員体制的な形の中で地元の方として何が必要かという中身がですね、伝わって来ていない訳ですね。町村会を通じながらも職員体制を整備してほしいという様な話は来ているものの、どういう形でどういう仕事があって、それをどうするのかという事を含めてですね、期間的な問題も含めた状況が見えてないものですから。それらの事を踏まえつつこれから道の町村会等々と連携を図りつつ、全道の町村会とも連携を図りつつ対応していかなければならない事についてはですね、考えていきたいと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

それで町営住宅なんですけど、これはちょっと震災とは直接関係ありませんが、私独自に町営住宅の問題の間やり取りしてきました、特に住宅の問題は福祉施策だという事をずっと言ってきました。改めてこの間特に南が丘の入居者だとかから相談受けまして、改めてちょっとお聞きしたい、そういう意味で出しました。具体的には担当者の方に行っているかと思しますので、町長の方にも答弁の中には来ているかと思しますが、要は1階と2階合わせて1つの居宅と言いますか、になっている部分が2階に入っている、2階で寝泊まりしている方が、体の状況でとつても2階では寝泊まり出来ない。1階で結果的には狭い所で寝泊まりしている。つまり2階の部分はほとんど使えないとか。使っている人もたまたま体悪くして階段から落ちてしまったとか。それで入院したとか。等等でそもそも今の町営住宅の入っている方々が、加齢に応じて歳をとるにしたがって、もしくは体の状態が色々な事で障害などが起きた場合、これは

条例にもあります。条例にも住み替えと言いますか、出来る条項はあるんですけども、具体的にそれが出来た場合に必ずしも江差町として整理されていないのではないかというのが私の問題意識。

それで今後の政策展開もありますけれども、まずはしっかりとした住み替えの基準を作る必要があるという事と、もう1つはこれはなかなか難しい問題かもしれませんが、ちょっと具体的な話の中ではどうもうまくいっていないという気がするんです。もし一二この間その住み替えですね、そういう年齢に応じるとか、体の状況が悪くなってという事で近々あった事例なども示し願えればという事で取り上げました。

(議長)

「町長」

「町長」

「小野寺議員」の4問目の質問であります。町営住宅の住み替えについてのご質問でございますが、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の中で公募の例外条項に基づき、現入居者の申し入れ希望と実態を調査した上で、その条件を満たす場合に住み替え対応を進めております。

主な要件といたしましては、1つは「小野寺議員」おっしゃる様に、同居人の人数の増減があった場合。2つ目は同居者が加齢・病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けなければならない場合。3つ目が町営住宅の建て替えによる場合等がある訳であります。各の具体例といたしましては、世帯の増加、入居後に単身となった場合や、病気・加齢等で階段の昇降が困難となった場合の希望により、住み替えを対応した経過はございます。以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

結局今町長おっしゃった通り、条例の本文。本文と言いますか、条例そのものであって、結果的に江差町にはこれをさらに担保する細かいのがないという事でよろしいですね。

それでこれはなかなか難しいなと思うんです。確か道営住宅にはありますね。

一定の部分。それからよその町でも町村段階でもある所はあるんですが、必ずしも細かいところでそういう基準を作って、その基準で家族が減ったからすぐじゃあ別な所に移って下さいとかですね、そう簡単にいくのかどうか。

それからそもそも住み替え出来る様な住宅があるか等なども含めれば、非常に対応はゆるくないというのは実はこの間私、よその町の事も聞いてわかりました。わかりましたが、それにしてもやはりそこら辺、客観的にそういう住み替えも含めて誘導する1つの基準が無いと、その時々になってしまう。この間私聞いた部分ではない訳ではない。

それでやはり1つはまず、一定の基準を作るべきだと思うんですが、まずその点どうなのか。基準を作るべきだという事と併せて。やはり前大坂課長がこの段階の時に一定の町営住宅の計画示されました。特にこれは直接的には柏町、南浜で南が丘だとすると、そもそもその住み替えを基準作ったからと言って、移る所無かったらどうしようもない問題ですよ。これは深刻な問題だと思うんです。とするとこれはもう私、町営住宅サイドの問題ではなくて、町営住宅の問題は福祉問題だと言ったのは、そもそも10年20年30年ずっと入っている方々が、じゃあ次何とかしなきゃなんないという時にはもっと福祉全般で、場合によっては施設の事等も含めた民間の住宅等も含めた、相当幅広い町の政策をやっていかなかったら対応出来ない。ですから建設じゃないや、環境住宅課だけでは対応できない。私はこれもっと江差町全体が、10年、20年、30年も入っている柏町、南浜、南が丘もそれに近くなってきましたが、そうした地のこれからの住み場、どうするんだという事をしっかり見てかなきゃならないと思うのですが、どなたが答えるかわかりませんが、お聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

公営住宅の基準についてはですね、小野寺議員おっしゃる様に、基準を詳細に作るんだという指摘ですけど、詳細を作った結果動けないという背景もある訳ですよ。ですから今の私は条例の中身でね、地域事情、あるいは個人の事情、それらの事を斟酌した上で考えるべきだという風に思っておりますから、基準を1から10まで作る必要は私はないと思っています。その人の身になってどう対応するかと、これが最終的な判断に立ち返るという風に思っておりますから、そういう考え方でおります。

ただ、住み替えをお願いしたいという人はね、居住意識をその土地に固定し



てしまったら、動けないんですよ。私達も経験ある通り、例えば、例えばですよ。本町にいる方を例えばこの五勝手の方に移ってくれないかという話になっても、イエスという言葉は出てこないんですよ。そういう感覚からするとですね、自分本位、個人本位と言うか。自分がベストな生活圏域の中で住みたいという事が最優先課題になっているものですから、そういう意味ではですね、大変事情はわかるものの住み替え出来ないという事ですね、そういう環境がですね、これまでのあった経過でありますから。それらの事を踏まえつつどうしても住み替えしなきゃなんない様な事情がある場合についてはですね、私共この条例に基づいた形の中でエリアを広くしながら対応していきたいと。ただまあ小野寺議員おっしゃる様に移る場所が無ければこれは移れる訳ではない訳ですから、それらの事を含めたですね、課題はしかと認識しておきますので、ご理解いただければと思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

私も結果的には今の現状から言ったら、基準仮に作ったって、そういう事を前段に言いましたが。ただしそれにしてもですね、それにしても個別の部分では空いている所も含めてですね、対応可能な場合ももちろん今までありましたので、その都度という事の今の町長の答弁だろうと思うのですが、それにしても、それにしてもですね、そもそも住み替えが出来るという事すら知らされていない。知らされていないんじゃないんですか。ある人は町営住宅から町営住宅に移れない。基本的には移れないと言うか、駄目、何て言ったらいいんでしょうかね。ただしという事ですから。これは事実関係もうちょっと聞かなきゃならないんですが、役場に聞いて移れないという風に何年前にですよ、言われたとあって。それは原則論で言われたと思うんです。

ですからこういう場合は住み替え出来ますよと。ただ具体的にあるかどうかはまた次の政策の問題でしようけれども、まずはそういう場合については可能なんだという事を何らかの形で1年に1回でも所得調べる時とかも含めて、きちっと知らされているという事も必要だと思うんです。その点についてちょっと課長のお考え。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

お知らせの部分でありますけども、その来た方がですね、対して職員がどう答えたかは別にして、例外という事の規定がありますからね、その中でその住み替え出来ますよと。

ただ今、事情色々ありますから、これ検討した結果で難しい部分もありますだろうし、それにはその柔軟な対応はしているつもりであります。同時に福祉の関係も出ましたよね。当然その福祉絡み、福祉関係の方とも担当者の方ともですね、色々ケースがありますので、その横の連携を図りながらですね、当然やってございます。それを協議しながらですね、この場合についてはどうかという事を調査・研究しながらですね、この方が先程言った様に2階があるのに足が悪い方々、そして介護を受けている方々がそこで生活出来るかと。あと戸数があるかどうか、空き家があるかどうかは別にしてもですね、その辺の状況は当然、承りながらですね、その空き家が出た段階ではその例えば、シルバーハウジングとか。9戸しかございませんからね。それにこう空いてなければ入れないですけども、ただ円山の方についてもですね、エレベーターついていますので、空けばそこにこうお話ししながらですね、エスコートできるという事も十分柔軟に対応しているつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。あと役場に来る時点においてですね、先程言った様にそのお知らせと言うよりも相談があれば、出来れば伺いながら対応して参りたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

「小野寺議員」

個別ではなくて全体に知らせるといのはどうですか。入居者に。

「環境住宅課長」

チラシですか。

「小野寺議員」

1年に1回でも。

「環境住宅課長」

実はその、収入申告の調査今回出しましたけども、もう間に合いませんけども、何らかの形でですね、そういう住み替え出来るという例外という事も付け

加えながら、今後なんかの機会にですね、周知したいと思いますのでご理解お願いします。

**「小野寺議員」**

はい、わかりました。ありがとうございました。

**(議長)**

以上で、「小野寺議員」の一般質問を終わります。